

告示第 2 6 4 号

廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成 3 0 年条例第 2 号)第 1 5 条第 2 0 号の規定に基づき、市長が定める回数及び訪問介護を次のように定め、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から適用する。

平成 3 0 年 6 月 2 9 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

市長が定める回数及び訪問介護

廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成 3 0 年条例第 2 号)第 1 5 条第 2 0 号に規定する市長が定める回数及び訪問介護は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第 1 5 条第 2 0 号に規定する市長が定める回数 次のアからオまでに掲げる要介護状態区分に応じて、それぞれ当該アからオまでに定める回数

ア 要介護 1 1 月につき 2 7 回

イ 要介護 2 1 月につき 3 4 回

ウ 要介護 3 1 月につき 4 3 回

エ 要介護 4 1 月につき 3 8 回

オ 要介護 5 1 月につき 3 1 回

- (2) 廿日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第 1 5 条第 2 0 号に規定する市長が定める訪問介護 生活援助(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 1 2 年厚生省告示第 1 9 号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注 3 に規定する生活援助をいう。)が中心である指定訪問介護(指定居宅

サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 4 条に規定する指定訪問介護をいう。）